

# 規 約

## (1) 名 称

江戸ーランナーズクラブ (略式名称) E R Cとする。

## (2) 設 立

2004年(平成16年) 5月17日

## (3) 目 的

下記内容を主たる目的とする。

- ① メンバー個人の目的・目標達成
- ② メンバー間の親睦を深める
- ③ 地元地域への貢献

## (4) 活動内容

- ① 月数回の練習会(自主参加)
- ② 各大会の情報交換、及びレースへの参加(自主参加)
- ③ 総会(年次報告会)、及び不定期な親睦会
- ④ メンバー拡充の為の広報活動
- ⑤ 他チームとの親睦会・情報交換など
- ⑥ 地元地域への貢献

## (5) 活動年度

4月1日～翌年3月31日とする。

## (6) 年会費

- ① 会の運営費として会員には年会費(4月～翌年3月)として、一人2,500円を徴収する。
- ② 年会費にはスポーツ団体保険代1,850円を含む。なお、スポーツ団体保険は強制加入とする。
- ③ 入会月が1月～3月の場合は年会費を一人1,850円とする。
- ④ 希望者からは「陸連団体登録費」として年間一人4,330円を徴収する。
- ⑤ 年会費には、レース参加費・イベント参加費などは含まれない。
- ⑥ 理由に関わらず、途中退会した場合には年会費は返還しない。

## (7) 入会条件

- ① 会の趣旨に賛同し、規約を遵守し、やる気のある方は入会を申し出ることが出来る。
- ② 役員は入会の申し出を審査し、全員の合意をもって入会を承認する。

#### (8) 休会制度

- ① 転勤、傷病、育児、介護により長期に練習会やイベントに参加することが出来ない場合、申し出により休会することができる。
- ② 期間は新年度より1年以上3年を限度とし、それ以降の延長は不可とする。2回目以降は復帰期間を1年以上あけること。
- ③ 復帰を希望する場合は事務局長に連絡をする。
- ④ 復帰をした場合は会費等を徴収する。
- ⑤ 休会中の扱いは下記とする
  - ・年会費：徴収なし
  - ・スポーツ保険：加入なし
  - ・陸連団体加入：クラブ名での加入は不可
  - ・メール：送信あり

練習会・公式イベント等への参加は、原則認めない。特別な事情があり、参加を希望する場合、休会者は役員に申し出、役員は参加を特別に認めることができる。

#### (9) 退会手続き

- ① 退会を希望する場合は事務局長に連絡して、承認することとする。
- ② (13)③の規定に反した場合には、退会と判断する。
- ③ その他、会の規律を乱す様な行為があった場合、役員判断により退会とすることができる。

#### (10) 役員を選任・任期・権限

- ① 役員(会長・事務局長・監督)は、メンバーの投票により選任する。
- ② 任期は1年で、選任された年の4月1日～翌年3月31日とする。
- ③ 但し、会長の任期は3年とする。
- ④ 事務局長・監督は、それぞれ連続して2期までしか出来ないこととする。
- ⑤ 任期中にやむをえない理由で役員を退任する場合、他の役員・メンバーの承諾を必要とする。また、役員が退任した場合は速やかに他の役員・メンバーで後任を選出する。
- ⑥ 事務局長は事務局を指名することができる。
- ⑦ 監督は副監督を指名することができる。
- ⑧ 役員は会計を指名することができる。
- ⑨ 運営に関して、メンバーは役員に一任する。

#### (11) 保険

- ① 練習中や大会参加時の事故・病気・怪我等は責任を負いかねるので、了承すること。
- ② スポーツ団体保険加入を義務付けているが十分ではない。内容を確認の上、各自補填すること。

(12) ユニフォーム等について

- ① 新規入会メンバーは正式入会時にチーム指定の「江戸ーTシャツ」を購入すること。
- ② 年会費とは別に「江戸ーTシャツ」の代金を支払い、正式入会後に注文をして受け取ること。
- ③ 「江戸ーTシャツ」以外のユニフォームについては各自で任意に作製することができる。但し、ユニフォームのロゴについてはチーム指定のロゴ(文字)(国際レースにも使用できる日本陸連の定めた規格に準ずる)を使用すること。

(13) 総会(年次報告会)

- ① 総会は年に一度、1月～3月の間に開催する。また、必要に応じて臨時総会が開催できる。
- ② 総会では年次報告・役員選任・規約改正などを行う。
- ③ メンバーは総会に無断で欠席をしないものとする。

(14) 規約改正

総会・臨時総会で規約改正ができる。

規約改正には出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

2023年2月改定